国土交通省

2019年6月15日から

ドライバーが荷役作業や付帯業務を行った場合 「乗務記録」の記載対象となります

運転日報に、

- 待機時間
- 積み下ろし作業(ユニック・重機・農機具等)を、自分で行ったか
- ハウスの組立・解体時間 と合わせて、下記の項目を記載してください

トラックドライバーの

長時間労働の是正と適正取引構築のために

国土交通省は2019年5月10日に貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正を行い、 トラック運転者の長時間労働是正のために、荷主との契約に定めのない荷役作業など を抑止することがねらいです。

○ 乗務記録の内容に、

「荷主の先での積荷の積み込み、積卸しや付帯作業の場所」

「荷役作業の内容及び開始・終了日時」

「荷主の確認の有無」などを追加しました。

○ 書かなければならない項目

- 集荷地点等
- 荷役作業(例)積込み、取卸し
- 附帯業務(例)荷造り、仕分、横持ち・縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業
- 上記の記録内容について「荷主が確認をしたか」
- あるいは「荷主の確認が得られなかった」場合はその旨を記載